

令和2年8月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和2年8月28（金）午前9時30分から午前10時30分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 14名
農業委員7名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員7名
11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人
17番 真方実喜男

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 3番 入木真一 7番 邊木園浩子
会議書記 係長 小久保洋平

- 第2 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
議案第28号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。
議案第29号 空き家バンクに付属した農地の指定について意見を求める。
議案第30号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、只今より総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第27号から議案第32号までの議案49件です。ご審議方よろしくお願い致します。9月の定例総会は28日（月）です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査につきましては、連休が入る関係で18日（金）にお願いする予定です。9月の4条・5条に

係る調査委員会は、第3調査委員会です。どうぞ宜しくお願いします。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中7名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、8月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入っていきたいと思えます。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名します。ご異議無いでしょうか。

(異議なしの声)

(議長) それでは、議事録署名委員に、7番邊木園委員と3番入木委員を指名致します。なお、本日の書記は事務局の小久保係長にお願いを致します。次に日程第2、議案審議に入ります。

(議長) 議案第27号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による申請件数は2件です。ご説明致します。第1項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、畑1筆、3,932㎡、売買価格は10アールあたり15万円でございます。調査委員は真方委員でございます。第2項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による贈与で、田1筆、573㎡、隣接する農地所有者への贈与でございます。現地は既に畦畔が取り除かれ一体的に作付がされています。調査委員は、佐藤委員でございます。受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項については、真方委員に調査をお願いしておりますので、調査内容について報告をお願い致します。

(真方委員) はい。17番、真方実喜男です。(はい、真方委員) 8月18日、現地調査を実施致しました。8月20日午前8時、電話にて譲渡人に確認を取りました。8月19日、昼の12時30分に譲受人に確認の電話を致しました。申請地は議案5ページの航空写真をご覧ください。場所は、大字蒲牟田〇〇〇〇、畑1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラ等を所有し、和牛50頭を飼育し農業は家族3名で経営され、従事日数も満たしています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加し協力するなど、特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) 次に第2項については、佐藤委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(佐藤委員) はい、15番佐藤。(はい、佐藤委員) 8月23日、現地調査を実施致しました。

10時から譲渡人、譲受人に電話して双方に確認しました。申請地は、議案書の6ページの航空写真をご覧ください。場所は広原の農地1筆です。皇子神社の下でございます。譲受人は農業用機械としてトラクター、管理機等を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たされておりました。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど、特に問題は無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はありませんか。

(郡山委員) はい。(はい、郡山委員) 6番郡山ですが。〇〇〇氏は認定農家であるために経営基盤強化促進法には当たらないんですか。

(議長) 暫時休憩致します。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入りたいと思います。

(郡山委員) 〇〇〇さんの方はそれで納得はしたんですか。

(事務局長) それでも良いという事だったようです。委任を受けてますので、この行政書士の方は。通常は認定農家ですのであつせんをすべき案件だと思います。

(議長) 申請時点で、3条ですかそれとも基盤法ですかは申請者の申し出で決まるので、基盤法が有利だという事を教えるのは当然、それは義務なんですけど。ただ申請が3条でということであれば3条で受けざるを得ないというところはあると思います。よろしいですか。

(郡山委員) はい、分かりました。

(議長) 他に何かございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第27号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第27号第1項から第2項については、申請どおり許可することに決定致しました。

(議長) 次に、議案第28号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案第28号については、議案書の8ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、1件です。第1項、借受人〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇氏の姉妹間による賃貸借で、畑3筆、計7,466㎡、10アールあたり5,000円で、賃借期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。調査委員は、西村委員でございます。申請地は、畑地帯総合整備事業では場整備がなされており、現況は別添資料のとおりでございます。9ページの航空写真以後にですね、ほ場整備がされている関係で別添で資料を付けております。以上、受付審査の結果、許

可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては西村委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(西村委員) はい、16番西村。(はい、西村委員) 第28号の第1項の現地調査をやりました。

〇〇〇〇さんがなかなか電話連絡が出来なくて、電話しても出られなくて3、4日電話したんですけど連絡が取れなく、〇〇〇〇さんに電話で連絡致しまして、〇〇〇〇さんの方から連絡していただいたら、すぐに連絡が取れて、25日の日に現地調査致しました。さっき話がありました、申請地の航空写真がありますけど。昨年ですかね、ほ場整備で出来上がっております。それですね、下の方、〇〇〇〇さんのほ場、まあ実家のほ場ですけど、〇〇〇〇さんというのが元役場に勤めていた〇〇〇〇さんと耕作をしております。場所は井ノ原字で3筆ですけど、現在は1筆になっております。譲受人は農業用機械としてトラクター、田植機等を所有されております。農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たされております。下後川内の営農組合にも入っておりますので、地域の話し合い活動に参加して協力するなど、特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。これより審議に入りたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第28号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第28号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第29号「空き家バンクに登録された空き家に付属した農地の指定について意見を求める。」を議題と致します。それでは事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書の11ページをご覧ください。議案第29号「空き家バンクに登録された空き家に付属した農地の指定について意見を求める」についてご説明致します。申請件数は1件です。7月の総会でも同様の議案がございましたが、通常、農地の取得は許可後の経営面積が50アール以上にならなければ、取得できないこととなっております。この面積がいわゆる「下限面積」ですが、「空き家バンクに登録された空き家に付属した農地」については、平成21年の農地法の改正を受けて平成28年9月28日開催の高原町農業委員会総会において、「空き家バンクの指定を受けることを条件に設定面積、いわゆる下限面積を1アールとすること」で承認をされています。高原町大字広原字切通〇〇〇〇の宅地と同地にあります住宅について、隣接する今回の申請地である大字広原字切通〇〇〇〇、畑、236㎡についても合わせて売却希望であることから「空き家に付属した農地指定申出書」の提出がなされた

ものです。所在地は、花堂村おこしセンターから西側に約600メートルの所で周囲は水田に囲まれており、現在は小菜園として使用されています。受付審査の結果、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

(議長) ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はありませんか。下限面積の説明についてはよろしいですかね。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決致します。議案第29号「空き家バンクに登録された空き家に付属した農地の指定について意見を求める。」について承認される方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第29号「空き家バンクに登録された空き家に付属した農地の指定について意見を求める。」については、申請どおり承認することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第30号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書の14ページをご覧ください。議案第30号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。今回の農地法第5条に関連する申請件数は1件です。第1項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による太陽光発電施設への転用を目的とした売買で、田1筆、1,663㎡、売買価格100万円の転用申請です。都市計画区域内、第1種住居地域の第3種農地です。以上の案件については、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件については、第2調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を岡元委員長にお願いします。

(岡元委員) 4番、岡元がご報告致します。議案第30号第1項の現地調査を8月の21日、午後1時30分より石山委員、大迫委員、事務局の小久保隆佳さんと行いました。転用目的は、太陽光発電施設です。申請地は15ページをご覧ください。施設の配置図については、議案書の16ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺の農地にも影響が無いことから問題の無いものと判断致します。これで報告を終わります。

(議長) ありがとうございました。随行された委員の方のご意見はございませんか。

(大迫委員) はい。(はい、大迫委員) 12番、大迫です。岡元委員の意見と同じで特に問題は無いと感じました。南側に藪があったので、田んぼとしては使いづらかったのかなという印象です。以上です。

(石山委員) はい。11番、石山です。(はい、石山委員) 岡元委員と大迫委員と石山と3人で現地調査をした結果、水路も問題なく横の方にありまして問題無いと思いました。以上です。

(議長) 以上で報告が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(加藤委員) はい。5番、加藤です。(はい、加藤委員) 地目なんですけど、14ページの上の方には現況地目は田になってますよね。15ページの航空写真の方は畑になってますが、これはどちらですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 15ページの登記地目、現況地目いずれも田んぼの間違いでございます。田、でございます。お詫びして修正を致します。登記地目、現況地目とも田に修正をお願い致します。宜しくお願い致します。

(議長) 他にございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第30号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第30号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長より説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書は20ページをご覧ください。今回の申請件数は1件です。ご説明致します。第1項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、4,719㎡の売買で、対価総額22万2千円でございます。特例事業で農地の買い戻しでございます。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。ここで暫時休憩を頂きまして、特例事業について若干のご説明を差し上げたいと思います。

(議長) 暫時休憩します。

(議長) それでは休憩前に引き続き審議に入りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(はい、真方委員) 17番、真方です。ちょっと質問なんですけども、この土地の売買みたいなことは農業委員会の方だけで終結するものなんですか。

(事務局長) はい、議長。(事務局長) あっせんについてはですね、農業委員会が間に入るというか、農業委員さんが入っていただいて話し合いをするという事で。登記から何から農業委員会の方で全部やってしまいます。先程、売ったり買ったりするときにお金が発生しますと、売る方は所得税とか払うけど800万の控除が受けられるという大きなメリットがあるということ。買い手の方もですね、あっせんを受けることによって、通常は登記に関する手数料とかいるんですが、農業委員会を通じますと一件当たり5,000円と。それでやってしまっただけで、登録免許税も割安で出来ると、そういうメリットがございますので。それはただ買い手の方が認定農家であること、農地が農振農用地に入っていること、この2つが条件でございますが、そこにも代書屋さんとかそういった方々は入らないと。売り手と買い手と農業委員さんと農業委員会が入るという事でございます。

以上でございます。

(議長) よろしいですか。

(真方委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それでは、これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める」の第1項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第31号の第1項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書は23ページをご覧ください。今回の申請件数は、43件です。大変多ございますが、この理由と致しましては新型コロナウイルス関係です、国の補助事業がございましてその事業を受けるためには、農業委員会を通じての契約、賃貸借契約を結んでおく必要がございます。これまで相対でされている方がいたんですが、それでは事業対象とならないという事で今回正式な賃貸借契約を農業委員会を通じて結ぶという事で今回多くなっております。他市町村の農業委員会も同じような状況でございます。ご説明申し上げます。第1項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、2, 217㎡の使用貸借です。貸借期間は、令和2年9月1日から令和4年8月31日までの2年間の新規設定です。第2項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、3, 613㎡の使用貸借で、貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第3項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、2, 035㎡の使用貸借で、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間の新規設定で、相続人過半の同意を得ています。ここで第4項の議案の文字の修正をお願いします。〇〇〇〇氏の「けん」は健康の健ではなく、賢いの賢でございます。お詫びして修正をお願い致します。第4項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、3, 609㎡の使用貸借で令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第5項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑1筆、718㎡の賃貸借で、賃料は年総額1万5千円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第6項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の田2筆計3, 682㎡の賃貸借で、賃料は年総額玄米3袋、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第7項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑1筆4, 490㎡の賃貸借で賃料は年総額2万円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第8項、借受人

〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑2筆、計5, 544㎡の賃貸借で、賃料は年総額2万円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和5年12月31日までの3年4ヶ月の新規設定で、相続人過半の同意を得ています。第9項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑5筆計6, 904㎡の賃貸借で、年総額5万円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第10項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑2筆計3, 534㎡の賃貸借で、賃料は年総額2万4千円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。第11項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑4筆、計11, 011㎡の賃貸借で、賃料は年総額8万8千円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定で、相続人過半の同意を得ています。第12項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の畑3筆、計18, 343㎡の賃貸借で賃料は年総額11万円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の新規設定です。以降第35項までが借受人は、〇〇〇〇氏で賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。第13項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑1筆、3, 399㎡の賃貸借で、賃料は年総額2万円、新規設定です。第14項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑2筆、計5, 342㎡の賃貸借で賃料は、年総額2万5千円、新規設定です。第15項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑2筆、9, 400㎡の賃貸借で、賃料は年総額10万円、新規設定です。第16項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑1筆3, 583㎡の賃貸借で、賃料は年総額2万5千円、新規設定です。第17項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑2筆、計5, 667㎡の賃貸借で、賃料は3年総額5万円、新規設定です。第18項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑2筆、計5, 342㎡の賃貸借で、賃料は年総額3万5千円、新規設定です。第19項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑1筆、8, 336㎡の賃貸借で、賃料は、年総額4万円、新規設定です。第20項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑7筆、計10, 506㎡の賃貸借で、賃料は、年総額6万円、新規設定です。第21項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑9筆、計7, 279㎡の賃貸借で、賃料は年総額7万円、新規設定です。第22項、貸渡人〇〇〇〇氏の畑1筆、4, 669㎡の賃貸借で、賃料は年総額3万4千円、新規設定です。第23項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑1筆、5, 694㎡の賃貸借で、賃料は年総額2万円、新規設定です。第24項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑1筆、3, 216㎡の賃貸借で、賃料は年総額1万5千円、新規設定です。第25項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑5筆、計8, 820㎡の賃貸借で、賃料は年総額6万円、新規設定です。第26項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑1筆、計3, 321㎡の賃貸借で、賃料は年総額3万円、新規設定です。第27項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑3筆、計8, 578㎡の賃貸借で、賃料は年総額4万5千円、新規設定です。相続人過半の同意を得ています。第28項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計4, 218㎡の賃貸借で、賃料は年総額3万円、新規設定です。相続人過半の同意を得ています。第29項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計2, 022㎡の賃貸借で、賃料は年総額1万5千円、新規設定です。第30項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計6, 045㎡の賃貸借で、賃料は年総額59, 360円、新規設定です。第31項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計9, 187㎡の賃貸借で、賃料は年総額1万円、新規設定です。第32項、貸渡

人〇〇〇〇氏、畑1筆、189㎡の賃貸借で、賃料は年総額5千円、新規設定です。第33項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計1,457㎡の賃貸借で、賃料は、年総額5千円、新規設定です。第34項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑3筆、計10,111㎡の賃貸借で、賃料は、年総額6万円、新規設定です。相続人過半の同意を得ています。第35項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑3筆、計9,020㎡の賃貸借で、賃料は、年総額4万5千円、新規設定です。相続人過半の同意を得ています。第36項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計2,749㎡の賃貸借で、賃料は年総額1万5千円、賃貸借期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間の再設定で、相続人過半の同意を得ています。第37項からは、借受人は〇〇〇〇氏でございます。第37項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計2,378㎡、の賃貸借で賃料は年総額11,500円、賃借期間は令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間の新規設定です。第38項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑4筆、計13,008㎡、の賃貸借で賃料は年総額65,040円、賃借期間は令和2年10月1日から令和11年5月31日までの8年8ヶ月です。第39項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑1筆、2,842㎡の賃貸借で賃料は年総額28,420円、賃借期間は令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間の新規設定です。第40項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑1筆、2,849㎡の賃貸借で賃料は、28,490円、賃借期間は令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間の新規設定です。第41項、貸渡人〇〇〇〇氏、田1筆、1,071㎡の使用貸借です。賃借期間は令和2年10月1日から令和7年6月30日までの4年9ヶ月の新規設定です。相続人過半の同意を得ています。第42項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑2筆、計1,560㎡の使用貸借で、賃借期間は令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間の新規設定です。第43項、貸渡人〇〇〇〇氏、畑8筆、計61,313㎡の使用貸借で、賃借期間は令和2年10月1日から令和12年9月30日までの10年間の新規設定です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第43項までの審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(入木委員) はい。(はい、入木委員) 3番、入木です。〇〇〇〇前会長が居る時だったんですけど、〇〇〇〇さんですか、返す時はそのままにして返してて、後からまたロータリーをかけたりするように何かあったですよ。高原から撤退してなんとか。また借りるんだけど、返す時にちゃんと元通りにしてから返すんですかね。そういうあれを決めたんですかね。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。今回の議案は借りるための議案でございますが、返す時も当然を以て綺麗な状態で返すと、これは当然のお話だと思いますので、返す場合は農業委員会事務局の方でもそのような指導をしております。対応をしております。宜しくお願いします。

(議長) よろしいですか。

(入木委員) はい。

(議長) コロナ対策という事で、高収益作物についての補助事業らしいですけども。今後また事務局長が先程言った通り、どんどん出てくる可能性があります。〇〇〇〇とか出てきてないですね。

(事務局長) そのような補助事業ですね、農業委員会を通じての正式な契約が推進されれば良いのかなとも思っております。

(大迫委員) 質問良いですか。(大迫委員) 12番、大迫です。法人との契約で賃料とかはどういう指導とかしてるんですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 基本的にはですね、個人と法人との話し合いの中でされているという事で、近傍地への状況を見ながらされていると思います。極端にですね、高いと低いとかそれは勿論指導致しますが。例えば隣を借りてらっしゃって、ついだというか隣も借りてくれと、そういう場合はちょっと安くなったり高くなったりそのような状況もあると思いますし。後、後川内方面が多いんですが畑かんの水がきている所とか、ほ場整備をされているとか様々な条件がございますので中々難しいところではございますが、大体の適正な価格がございますので極端に上下がある場合は農業委員会の方で指導を致しております。以上でございます。

(議長) よろしいですか。

(大迫委員) はい。

(議長) 大体、中間管理事業を取り入れたときの説明の 때가、畑が大体まあ反5千円、田んぼが1万円という形で当初はずっと説明をしてきた経緯があります。

(真方委員) すみません。(真方委員) 17番、真方です。32項の面積が189㎡に対して5,000円という賃借料が出ていますけども、これって別に問題視しなくて大丈夫ですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) この面積が189㎡に対して5,000円が高いんじゃないかというご質問でございますが、場所がここしかない所というか一体的に使っている所なものですから。面積的には小さくて5,000円と高いのですが、一体的に広めると適切な価格になっていると考えております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それでは、これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第43項までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第32号第1項から第43項については承認されました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これもちまして、8月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立をお願い致します。「一同礼」。お座り下さい。お疲れ様でした。